

獣医療法施行規則第6条の10第1項第六号の規定に基づき、農林水産大臣が定める陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類及び数量並びに陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の原子の数が1を下回ることが確実な期間

(平成21年2月20日号外農林水産省告示第236号)

最終改正：平成21年2月20日号外農林水産省告示第236号

獣医療法施行規則（平成4年農林水産省令第44号）第6条の10第1項第六号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類及び数量並びに陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の原子の数が1を下回ることが確実な期間を次のように定め、平成21年2月20日から施行する。

(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類及び数量)

第1条 獣医療法施行規則第6条の10第1項第六号に規定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類及び数量は、次の表の上欄に掲げる種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

種類	数量
炭素11	1テラベクレル
窒素13	1テラベクレル
酸素15	1テラベクレル
フッ素18	5テラベクレル

(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の原子の数が1を下回ることが確実な期間)

第2条 獣医療法施行規則第6条の10第1項第六号に規定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の原子の数が1を下回ることが確実な期間は、封をした日から起算して7日間とする。